

# 第4回処遇・給与部会

---

令和7年5月30日  
人事教育局給与課

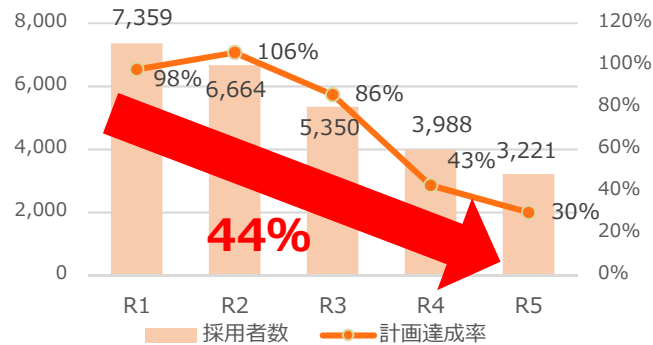
# 目次

- 若年定年退職者給付金の給付水準について . . . . . 1
  - 若年定年退職者給付金の給付水準の引上げの検討が必要な背景 . . . . . 1
  - 現行の給付水準 . . . . . 2
  - 諸外国軍人の退職後の給付 . . . . . 9
  - 【質疑応答・意見交換】 . . . . . 12
  
- 再就職賃金が一定以上の場合に若退金を減額する仕組みについて . . . . . 13
  - 現行の仕組みと課題 . . . . . 13
  - 【質疑応答・意見交換】 . . . . . 16
  
- 若退金の要件である「勤続20年」の通算について . . . . . 17
  - 【質疑応答・意見交換】 . . . . . 19

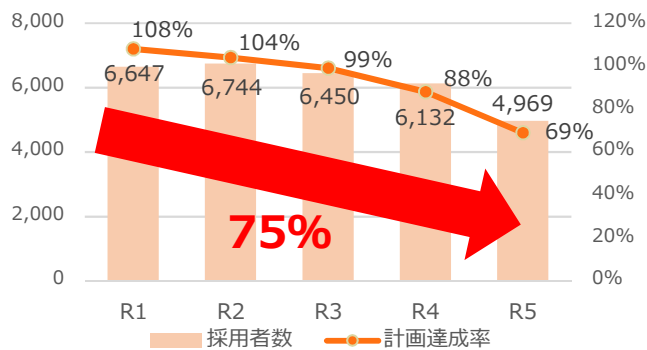
# 若年定年退職者給付金の給付水準の引上げの検討が必要な背景

- 自衛隊の任務・役割が多様化・拡大する中、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対応した防衛力の抜本的強化のためには、その担い手である**自衛官の確保が至上命題**。
- しかしながら、少子高齢化の大きな流れの中、現下の人手不足は自衛隊にも深刻な影響を及ぼしている。このまま抜本的な策を講じなければ、こうした状況はさらに悪化することが見込まれる。

自衛官候補生の採用状況



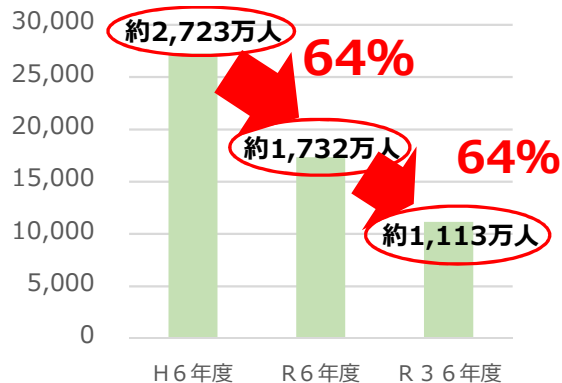
一般曹候補生の採用状況



自衛官等の採用者数

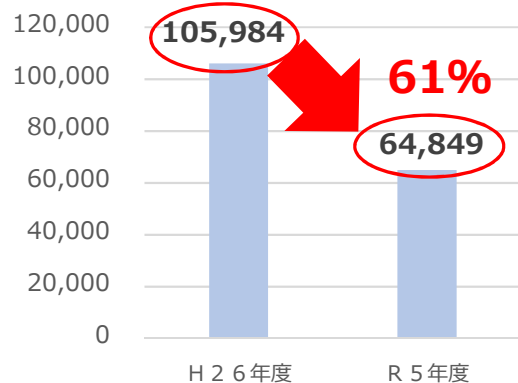
	区分	計画数	採用人数	対計画比
R4年度	一般曹候補生	6,980	6,132	88%
	自衛官候補生	9,245	3,988	43%
	その他	1,621	1,638	101%
	<b>合計</b>	<b>17,846</b>	<b>11,758</b>	<b>66%</b>
R5年度	一般曹候補生	7,230	4,969	69%
	自衛官候補生	10,628	3,221	30%
	その他	1,740	1,769	102%
	<b>合計</b>	<b>19,598</b>	<b>9,959</b>	<b>51%</b>

募集対象者人口の推移 (18歳～32歳)



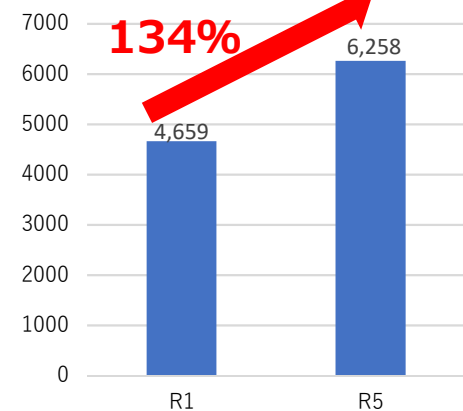
【出典】H6年度は総務省統計局「人口推計（年齢（各歳）, 男女別人口（各年10月1日現在）総人口）、R6年度及びR36年度は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」による。

自衛官等の応募者数の推移



※ 複数の試験科目を併願又は複数回受験する者がいるため延べ人数。

自衛官の中途退職者数の推移



## 基本方針

再就職先の拡充及び再就職賃金などの充実を図りつつ、これまで以上の充実した生涯設計を確立し、**自衛官が若年定年退職後も安心して生活できる**よう、部外の専門家の意見を踏まえ、令和8年度から施行することを目指し、**若年定年退職者給付金の給付水準の引上げを検討**する。その際、**施行前後で大きな不公平感が生じない**よう留意する。

# 現行の給付水準

## 60歳まで

(防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(平成2年法律第36号)で制度化)

### 自衛官の若年定年年齢と60歳との差1年につき退職時俸給月額額の6か月分

- 1年あたりの給付水準は、当時の特例による年金<sup>(※)</sup>の水準を考慮して退職時俸給の6か月分と設定

(※) 昭和55年に、一般の公務員の年金支給開始年齢は、経過措置を設けた上で60歳に引き上げられたが、自衛官は、若年定年制がとられていることから、定年退職等の条件付きで、引き続き55歳から年金を支給

## 60歳以降

(国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)で制度化)

### 60歳と一般の国家公務員の定年年齢との差1年につき退職時俸給月額額の3.45か月分

- 1年あたりの給付水準は、退職自衛官の60歳以降の再就職賃金と若年定年退職者給付金の合計水準が、60歳未満の再就職賃金と若年定年退職者給付金の合計水準の7割になるように設定



# 現行の給付水準

## 60歳までの給付水準設定の思考過程

- **特例による年金の給付水準を確保**
- 給付水準は、退職時俸給月額を基準に設定することが適当であるが、再就職賃金の階級差は退職時俸給月額の階級差より大きく、退職時俸給月額に同じように月数を乗じると上位階級の給付水準が高くなり過ぎるため、上位階級の給付水準は調整（給付水準を算定する俸給月額の上限（3佐最高号俸）設定）する必要
- 再就職賃金は退職時の平均年収<sup>(※)</sup>の約4割強であり、退職時の平均年収の3割強である**特例による年金と同等の給付水準を確保できれば、退職時の平均年収の約75%が平均的に維持**
- 有識者研究会の報告に示された**次の①～⑤に照らし**、防衛省として、この**退職後の年収水準は妥当と判断**
  - ① 自衛官が退職後の生活に不安を抱くようなものであってはならないこと。
  - ② 若年定年対策として十分な配慮が払われていると判断し得るものであること。
  - ③ 大部分の自衛官が退職する年齢は、いまだ出費がかさむ時期であること。
  - ④ 自衛官にも相当の自助努力が求められること。
  - ⑤ 自衛官の再就職賃金の実態に鑑みると自助努力にも限界があること。

(※) この平均年収は、若年定年による制約が一律であることを踏まえ、自衛官であれば誰でも支給される給与を基準とするとの観点から、俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤勉手当で計算している。

## 60歳以降の給付水準設定の思考過程

- **60歳以降の一般職国家公務員の給与水準が60歳前の7割**に設定されたため、退職自衛官の60歳以降の年収水準（再就職賃金＋若退金）は、60歳前の7割にすることが適当
- この給付水準により、退職自衛官の60歳以降の年収水準は、同年代の一般労働者の年収水準とも均衡

## 退職自衛官の退職翌年の所得状況

参考①

退職自衛官 の平均値	退職時の年収	再就職賃金	若退金の年額	合計年収
	740万円	360万円	260万円	610万円

【内訳】

階級	退職時の年収	再就職賃金		若退金の年額	合計年収	
	①	②	③=②-①	④	⑤=②+④	⑤-①
1 佐	890万円	740万円	▲160万円	280万円	1,020万円	120万円
2 佐	840万円	520万円	▲320万円	280万円	800万円	▲40万円
3 佐	800万円	450万円	▲350万円	280万円	730万円	▲70万円
1 尉	760万円	400万円	▲360万円	270万円	660万円	▲100万円
2 尉	740万円	360万円	▲380万円	260万円	620万円	▲120万円
3 尉	730万円	340万円	▲390万円	260万円	600万円	▲130万円
幹部平均	800万円	460万円	▲330万円	270万円	740万円	▲60万円
准尉	730万円	360万円	▲370万円	260万円	620万円	▲110万円
曹長	720万円	320万円	▲400万円	250万円	570万円	▲150万円
1 曹	700万円	290万円	▲410万円	240万円	540万円	▲170万円
2 曹	650万円	250万円	▲400万円	230万円	480万円	▲170万円
3 曹	530万円	210万円	▲320万円	190万円	400万円	▲130万円
准曹平均	710万円	310万円	▲400万円	250万円	560万円	▲150万円
平均	740万円	360万円	▲380万円	260万円	610万円	▲120万円

注1：各階級の金額は、令和6年度における若退金（第2回目及び一括）の支給対象者5,705名のうち、退職翌年に給与所得及び事業所得がある5,359名（2曹・3曹は令和5年度の支給対象者）の平均値であり、幹部平均、准曹平均及び平均は、平成30年から令和4年の支給対象者の階級別分布人数を基に算出している。

2：退職時の年収は、退職時の平均俸給月額を基礎として、一定の仮定により算定した俸給月額、扶養手当、営外手当、期末及び勤勉手当の合計額である。

3：再就職賃金は、若年定年退職者の退職翌年（令和5年）における所得（給与所得及び事業所得の合計）の平均額である。

4：若退金の年額は、退職時の平均俸給月額（3佐の最高号俸の金額を上限）の6月分の額である。

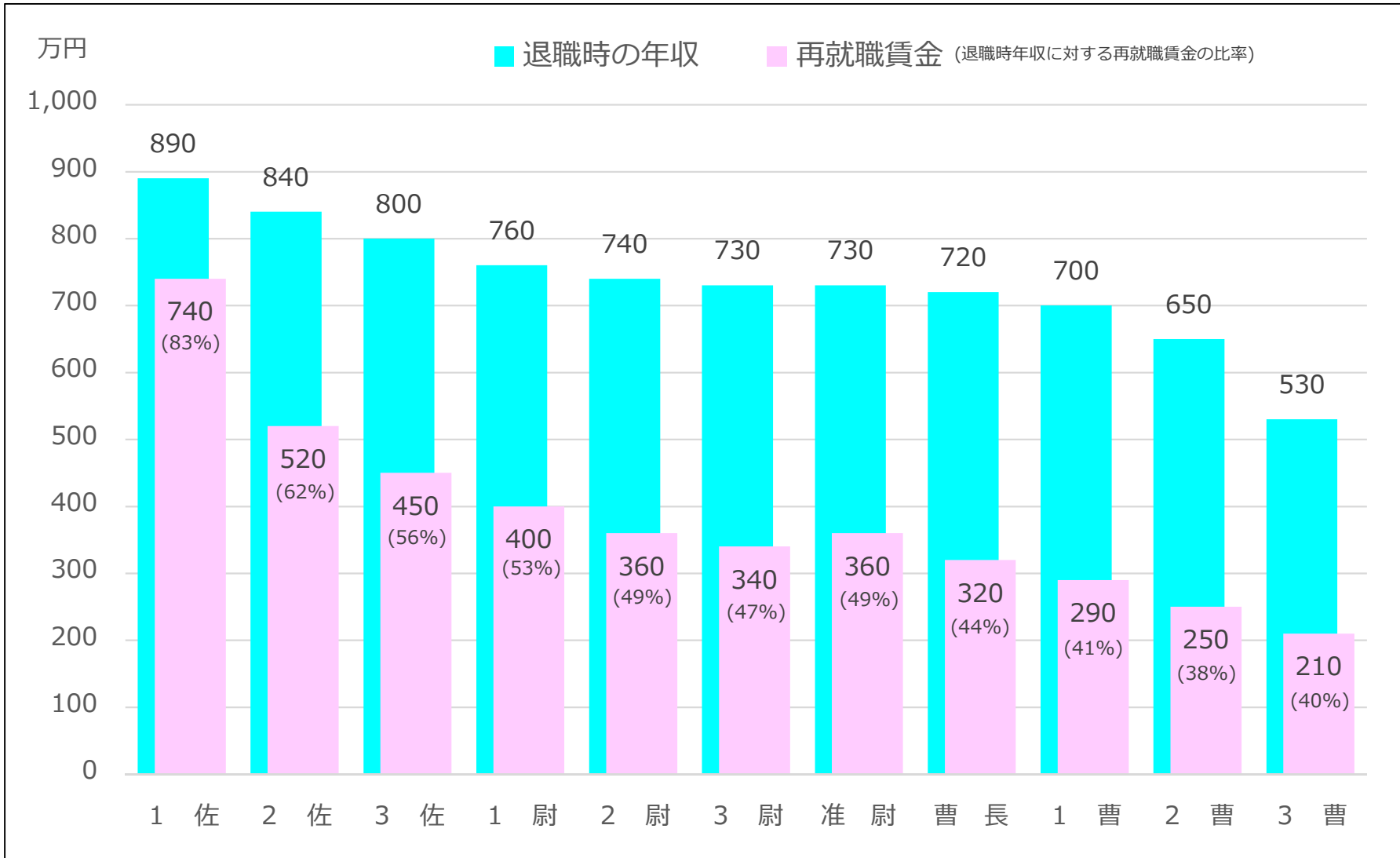
5：   部分は、若退金の支給額が再就職賃金により減額調整されるので、若退金の受給者の合計年収が給与年額相当額を超えることはない。

**★ 合計年収(再就職賃金+若退金の年額)(平均約610万円)は、退職時の年収(平均約740万円)に満たない状況。**

## 退職自衛官の退職時の年収と再就職賃金

参考②

★ 退職時の階級が高くなるほど、退職時の年収に対する再就職賃金の比率が高くなる傾向



## 退職自衛官の退職年齢からみた家計の特性

参考③

★ 若年定年である自衛官は、定年1年以内で大学生以下の子供を扶養する割合が約42%であり、**定年後も教育費用の負担が見込まれる**。また、教育費用も制度創設時より増大

【定年1年以内の自衛官の大学生以下の扶養状況（令和7年4月時点）】

階級	定年年齢	定年1年以内の人数	大学生以下の子供を扶養する人数	大学生以下の子供を扶養する割合
1佐	58歳	86人	37人	43%
2佐	57歳	147人	72人	49%
3佐	57歳	164人	73人	45%
1尉	56歳	480人	224人	47%
2尉	56歳	301人	140人	47%
3尉	56歳	19人	8人	42%
准尉	56歳	822人	347人	42%
曹長	56歳	1,905人	806人	42%
1曹	56歳	1,519人	585人	39%
2曹	55歳	186人	65人	35%
自衛官計		5,629人	2,357人	42%
事務官等	60歳	540人	104人	19%

【文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」等】

	学齢	年間教育費	大学までの教育費
幼稚園 (公立)	0		
	1		
	2		
	3	133,353円	12,869,447円
	4	140,838円	12,736,094円
小学生 (公立)	5	198,555円	12,595,256円
	6	379,539円	12,396,701円
	7	283,211円	12,017,162円
	8	315,794円	11,733,951円
	9	329,198円	11,418,157円
中学生 (公立)	10	380,774円	11,088,959円
	11	423,506円	10,708,185円
	12	531,544円	10,284,679円
	13	443,848円	9,753,135円
高校生 (私立)	14	640,925円	9,309,287円
	15	1,276,978円	8,668,362円
	16	941,873円	7,391,384円
大学 (私立 理系)	17	937,550円	6,449,511円
	18	1,566,262円	5,511,961円
	19	1,315,233円	3,945,699円
	20	1,315,233円	2,630,466円
	21	1,315,233円	1,315,233円

人口動態統計（厚生労働省）によると、令和5年と平成7年の比較で、初婚年齢が、男性で2.6歳、女性で3.4歳上昇し、第1子出産時の年齢が、男性で3.0歳、女性で3.5歳上昇  
定年後も教育費用の負担が見込まれるが、再就職による所得減少と重なり、経済的負担大

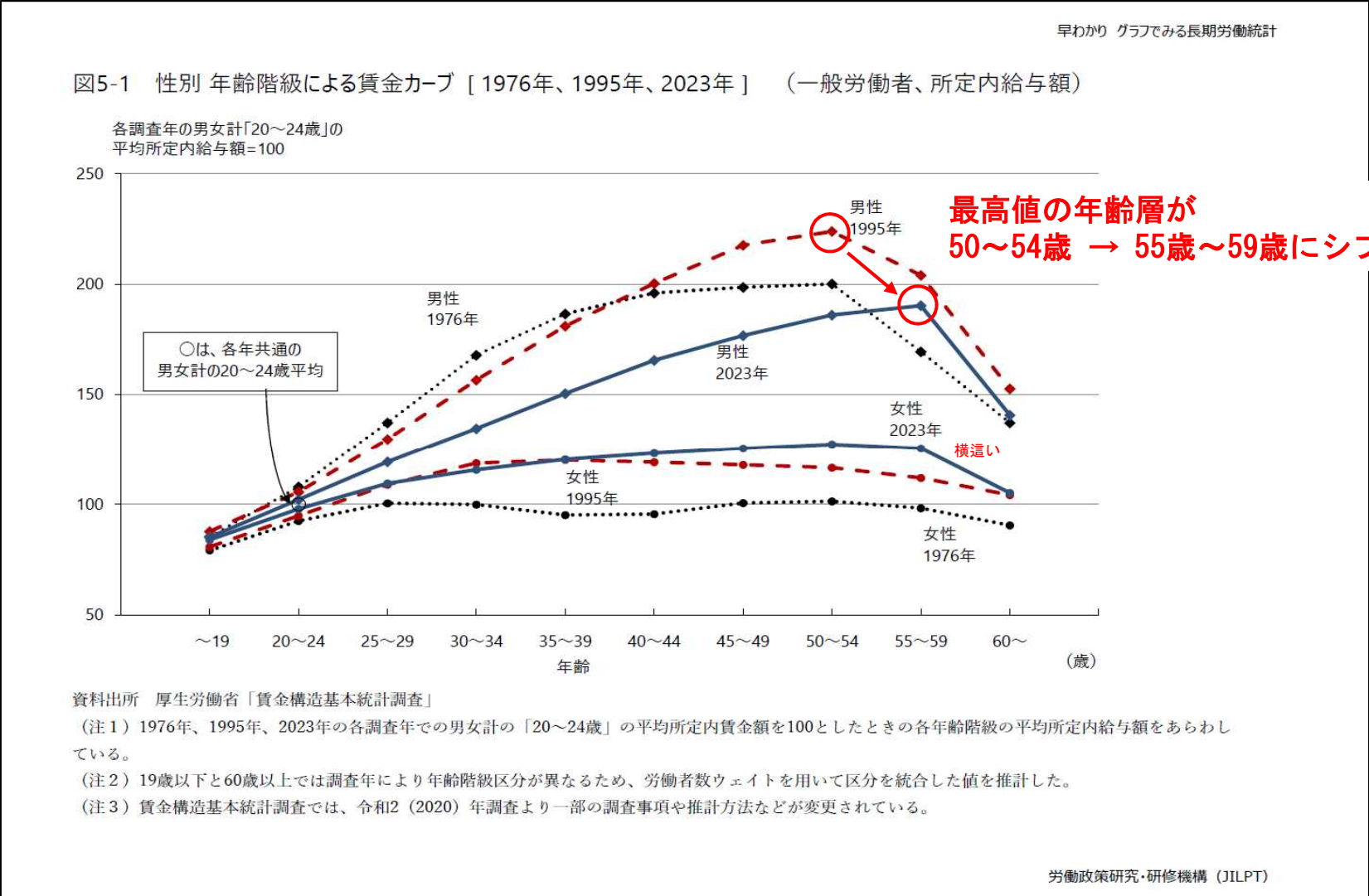
なお、家計調査（2024年 総務省）の家計収支（勤労者世帯）を見ても50歳台後半層は最も支出が多い。

用途分類	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
実支出	485,705円	500,718円	502,909円	416,960円

# 一般労働者の賃金の推移

★ 若退金創設時（平成2年）は、民間企業が60歳定年制に移行する過渡期であり、長期労働統計における**1995年（平成7年）一般労働者の賃金は、50～54歳が最も高くなっている。**

★ 現在は、65歳までの雇用確保が義務付けられており、**2023年（令和5年）の一般労働者の賃金は、55歳～59歳が最も高くなっている。**



## 現行の給付水準（60歳未満）について

### まとめ

- 関係閣僚会議の基本方針には、「これまで以上の充実した生涯設計を確立し、**自衛官が若年定年退職後も安んじて生活**できるよう、部外の専門家の意見を踏まえ、令和8年度から施行することを目指し、若年定年退職者給付金の給付水準の引上げを検討する」ことが明記
- **自衛官の若年定年は、子の教育等、未だ出費のかさむ時期**に、自衛官本人の同意によらず定年させるものであり、若退金を含めた若年定年後の収入は、退職自衛官の生活の安定に不可欠
- 若退金は、平成2年の制度創設から30年以上、給付水準の大枠が変わっていないが、この間、**年金受給開始年齢が65歳**になったことや、**労働者の賃金ピークの移行**（50歳台前半層から50歳台後半層へ）など、若年定年を取り巻く環境の変化があり、**若年定年に関する自衛官の不安要素は増大**
- また、この間、自衛官の定年年齢を2歳～3歳引き上げており、令和10年度以降に更に2歳程度引き上げることを念頭に詳細な検討を進めているが、自衛隊の精強性の維持のためには、**自衛官の若年定年制は今後も継続が不可避**
- **自衛官が安んじて国防の任務に就くことができ、かつ、募集が厳しく、中途退職者が増大している中で、自衛官という職業を選び、継続することに関する魅力ある生涯設計を提示するため、若年定年制により収入水準が大幅に低下するという自衛官特有の構造は放置できない課題**
- なお、60歳以降の若退金を設定（令和3年法律第61号）した当時と現在とで、60歳以降の給与水準を60歳前の給与水準の7割に設定するという一般職の国家公務員の給与の取扱いに変化なし

## 諸外国軍人の退職後の給付（諸外国軍隊の定年年齢）

★ 定年年齢について、我が国は、終身雇用という前提で、その年齢に達するまで勤務することが基本という考え方であるのに対し、他国ではその階級で勤務することが可能な上限年齢という意味に過ぎず、実際には昇任試験に合格しない等の理由で、これより若い年齢で除隊するケースが多くみられる。

階級	自衛隊	階級	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	オーストラリア
将	62・60歳	大将	64歳※	55歳～60歳※	63歳	62歳	63歳
将補	60歳	中将					63歳
1佐	58歳	少将					62歳
2佐	57歳	准将	59歳		61歳	60歳	
3佐		大佐			61歳		
1尉		中佐			上級大尉 59歳		
2尉	56歳	少佐	大尉 56歳				
3尉		大尉	56歳				
准尉		中尉	55歳				
曹長	少尉	上級曹長 58歳					
1曹	准尉	曹長 52歳					
2曹	55歳	曹長	47歳	55歳			
3曹		軍曹					
		伍長					

※階級ごとの勤続可能上限年数に達することによりこれよりも早く退役することが多い。

注： この表の定年年齢は標準であり、医官、音楽職種、その他特別の配置によって各国ごとに特例がある。

出典等：自衛隊の定年年齢は令和6年10月時点、その他各国の定年年齢は、各国国防省等への調査（令和3年等）による。

## 諸外国軍人の退職後の給付（給付の概要）

- ★ 退職手当（勤続報償）や若退金（代償措置）と同じ性格を有する退職後の一時金制度は存在しない。
- ★ 年金制度においては、国民共通の年金制度だけでなく、米英軍人など、軍人特有の年金制度を設けている場合もある。

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
一時金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○退職手当 勤続報償の性格を有し、勤続年数に応じて支給する。</li> <li>○若退金 早期退職による不利益を補償するため定年まで勤務した者に対し、退職時と退職の翌々年に分割支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【退職手当や若退金と同じ性格を有する一時金は存在しない】</li> <li>○除隊手当 勤続6～20年の者が人員整理等の理由で解雇された場合に、退職時に支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【退職手当や若退金と同じ性格を有する一時金は存在しない】</li> <li>○再就職助成金 12年以上勤務した退職者のうち、退職後すぐに受け取ることができる年金やその他の助成金等の権利がない者に、再就職のための経済的支援として支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【退職手当や若退金と同じ性格を有する一時金は存在しない】</li> <li>○雇用復帰支援手当 人員整理等の理由で解雇された者に対し、日額で最大730日間支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【退職手当や若退金と同じ性格を有する一時金は存在しない】</li> <li>○移行補助金・移行手当 任期制軍人に対して、再就職の準備金として支給（移行補助金は最大5年間毎月支給／移行手当は退職時に支給）</li> </ul>
年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公的年金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民共通の強制加入年金（労使折半）</li> <li>・老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職厚生年金（保険料率10%）</li> </ul> </li> <li>【公的年金以外に自衛官独自の年金等の制度はない】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○OASDI（公的年金）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民共通の強制加入年金（労使折半）</li> <li>・66歳から支給開始（段階的に引上げ中）</li> </ul> </li> <li>○退職給付【終身給付】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・軍人独自の確定拠出と確定給付の混合型制度</li> <li>・勤続20年以上が確定給付年金受給の条件</li> <li>・確定給付年金の年額は、最も基本給が高い36ヶ月の基本給の平均×勤続年数×2%</li> <li>・確定拠出金の拠出年額は、勤続1年目は基本給×1%相当額、勤続2年目から26年目までは基本給×最大5%相当額</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国家年金（公的年金）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民共通の強制加入年金（本人負担あり、収入に応じ保険料率2%又は8%）</li> <li>・66歳から支給開始（段階的に引上げ中）</li> </ul> </li> <li>○軍人年金【終身給付】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・軍人独自の終身年金制度</li> <li>・勤続2年以上が支給条件</li> <li>・年額は在職中の各年ごとの給与年額×1/47の累計</li> <li>・勤続20年以上かつ40歳以上で退職した場合、国家年金の給付開始まで早期退職年金を申請することが可能</li> <li>・60歳以上で退職した場合、退職時から支給</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎年金（公的年金）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の公務員と共通の強制加入年金（本人負担あり、保険料率約11%）</li> <li>・支給年額は、退職前6か月間に適用されていた俸給年額の最大75%</li> </ul> </li> <li>○付加年金（公的年金）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員の基礎年金制度を補完する強制加入の追加制度</li> <li>・基礎年金保険料の対象とならない諸手当等を拠出基礎とし、拠出基礎の10%相当額を労使折半</li> </ul> </li> <li>○戦闘員表彰給付金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦争や武力紛争等に参加した軍人が対象</li> <li>・65歳から支給</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○退職年金（公的年金）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般公務員と共通の年金制度（会社員等の被用者が加入する一般年金保険には加入不可）</li> <li>・勤続5年以上が支給条件</li> <li>・定年退職者等に対し退職時給与月額を最大約70%の額を、退職時から終身まで毎月支給</li> </ul> </li> </ul>

（注）上記は以下のウェブサイトをもとに2024年12月3～5日に確認したものである。

米国：“DoD Financial Management Regulation” “Military Compensation” “SSA.gov”  
 英国：“Discover My Benefits” “Service Leavers’ Guide” “GOV.UK”

ドイツ：“BUNDESWEHR” “Bundesamt für Justiz”

フランス：“Retraites de l’État” “RAFP” “Service-Public.fr”

## 諸外国軍人の退職後の給付（米国）

- ・ 米軍人の退職後の給付については、自衛官に支給されるような一括払いの退職手当ではなく、①確定給付と②確定拠出という制度が設けられている。
- ・ この他、軍人も含め一般的な被用者に67歳から支給される社会保障給付制度（OASDI）が設けられている（月平均約1,900ドル/人（2024年））。

**①確定給付** ※勤続年数が原則20年以上の者(2022年度退職者の約18%が受給)

以下の算定式で計算した金額が退職後から生涯にわたり毎月支給

$$2.0\% \quad \times \quad \text{勤続年数} \quad \times \quad \text{基準額（現役時の最も高い36月分の基本給の平均額）}$$

（※1）近年の受給対象者の平均勤続年数は約23年

（※2）2018年1月以前の入隊者については、確定拠出の制度はなく、乗数は2.5 %

**②確定拠出** ※2018年1月以降の入隊者が対象

- ・ 税制優遇のある貯蓄投資プランで、入隊後自動的に加入
- ・ 拠出割合は、毎月の基本給に対し労使合算で最高10%
- ・ 運用益を含む拠出金は退役時に引き出し可能（受け取り方法は一時金、分割等の選択可。原則として59.5歳以降で満額受給）

【例】

基本給2,000ドル・拠出割合10%・拠出期間10年⇒25年後の受取額約20万ドル（利回り約7%と仮定）

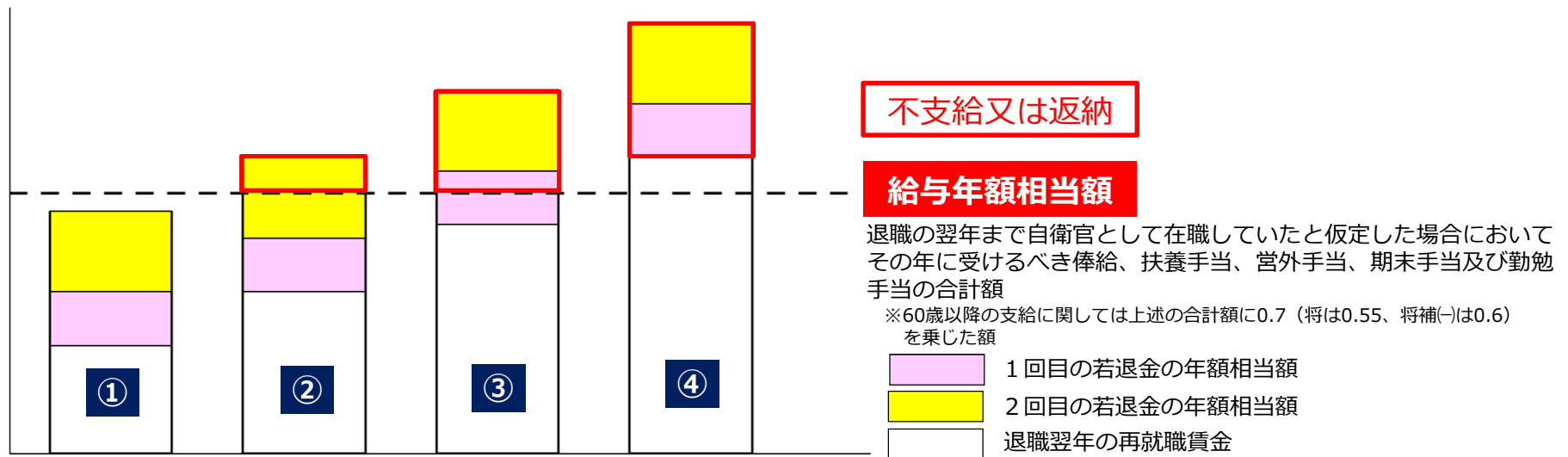
⇒上記のとおり、退職する米軍人の全員が退職時の給料相当の給付が確約されているものではない。

【質疑応答・意見交換】

# 再就職賃金が一定以上の場合に若退金を減額する仕組み

## 現行の仕組み

若退金は、若年定年制から生ずる（金銭的な）不利益を補うことを目的とした給付であることから、退職自衛官の退職の翌年及び61歳時の再就職賃金が、それぞれの年まで自衛官として在職していたと仮定した場合に得られる最低限の年収を超えた場合は、その超えた分を第2回目の支給時に減額



\* 退職翌年から59歳までの平均の再就職賃金が、退職翌年の再就職賃金を下回った場合には、退職自衛官の申出により、60歳時に追給を実施（60歳以降も同様の仕組みあり）

## 課題

- 現行の仕組みにより、**若退金の支給制限を受ける者（上図の②～④に該当する者）は、全体の1割程度**であるものの、退職後の年収（再就職賃金と若退金の年額の合計額）が給与年額相当額に達した後は、再就職賃金が給与年額相当額を超えるまでは、退職自衛官の実質的な年収が向上しない（**上図の場合、②と③に該当する退職自衛官の実質的な年収は同じ**になる。）ため、この仕組みが退職自衛官の勤労意欲や、再就職先企業の賃金引上げ意欲を奪っているのではないかと指摘がある。

## 若退金の支給制限状況（直近5年間の平均）

参考⑦

★ 再就職賃金が一定以上の場合に減額する仕組みにより、**若退金の支給制限を受ける者は全体の10%程度**で、全く支給されない者は全体の1%未満である。  
他方で、この支給制限が、退職自衛官の勤労意欲を奪っているとの指摘もある。

区分	階級	支給対象者	全額不支給	減額	全額支給	
幹部	1佐	101人	3人	60人	38人	38%
	2佐	224人	4人	68人	151人	67%
	3佐	267人	4人	73人	190人	71%
	1尉	363人	1人	52人	309人	85%
	2尉・3尉	206人	1人	22人	183人	89%
	計	1,160人	14人	275人	872人	75%
准曹	准尉	629人	3人	49人	577人	92%
	曹長	1,386人	2人	65人	1,319人	95%
	1曹	1,072人	2人	39人	1,031人	96%
	2曹・3曹	237人	0人	13人	224人	95%
	計	3,324人	7人	166人	3,151人	95%
<b>合計</b>		<b>4,484人</b>	<b>21人</b>	<b>441人</b>	<b>4,022人</b>	<b>90%</b>

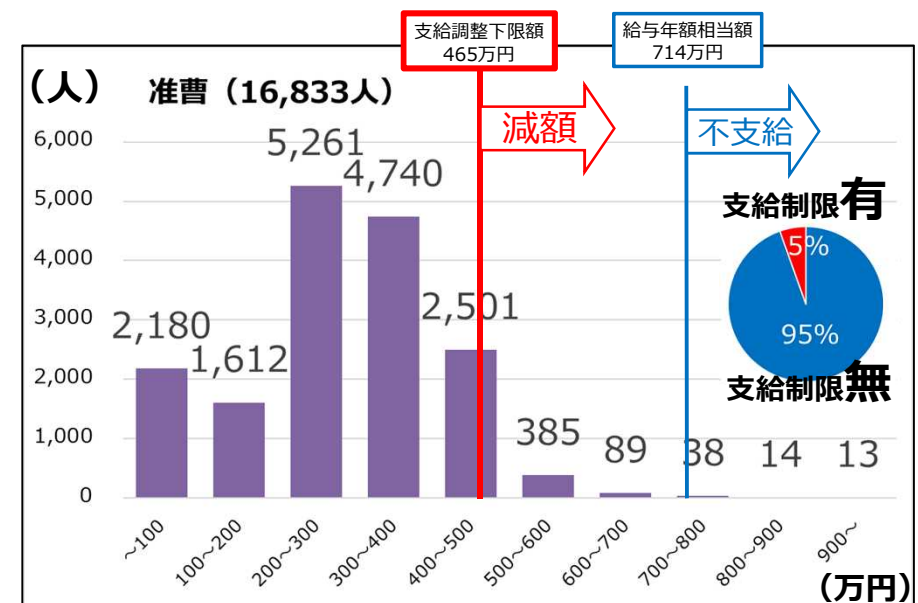
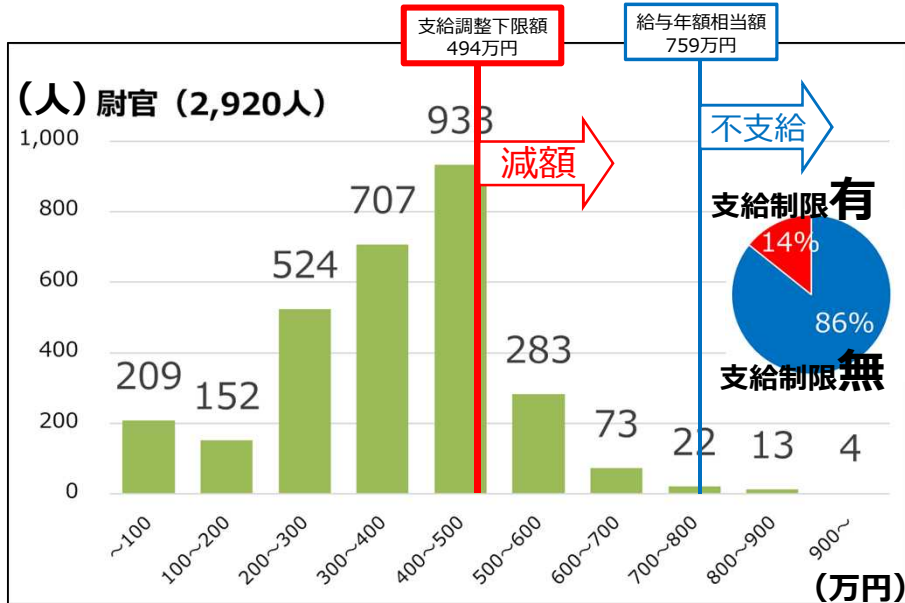
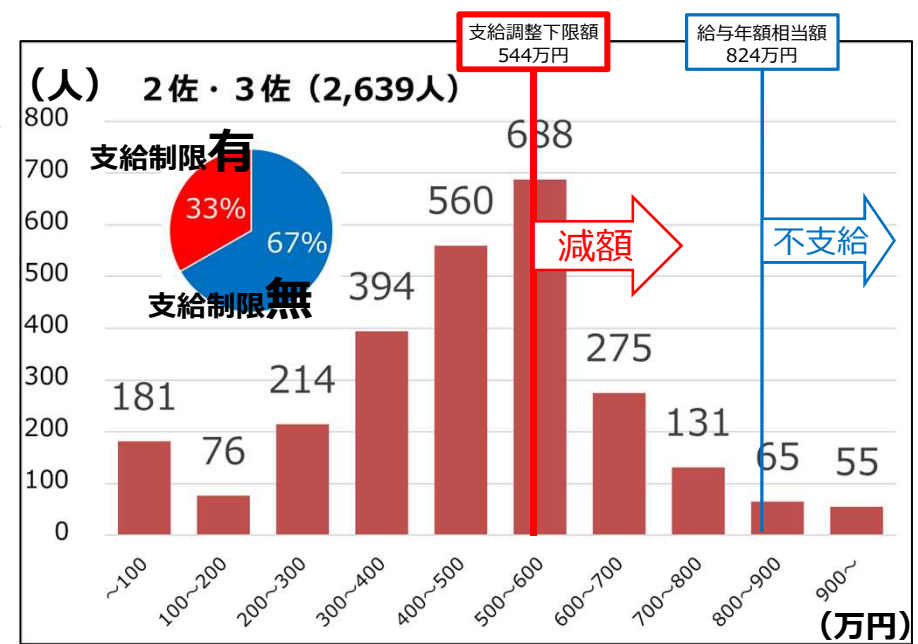
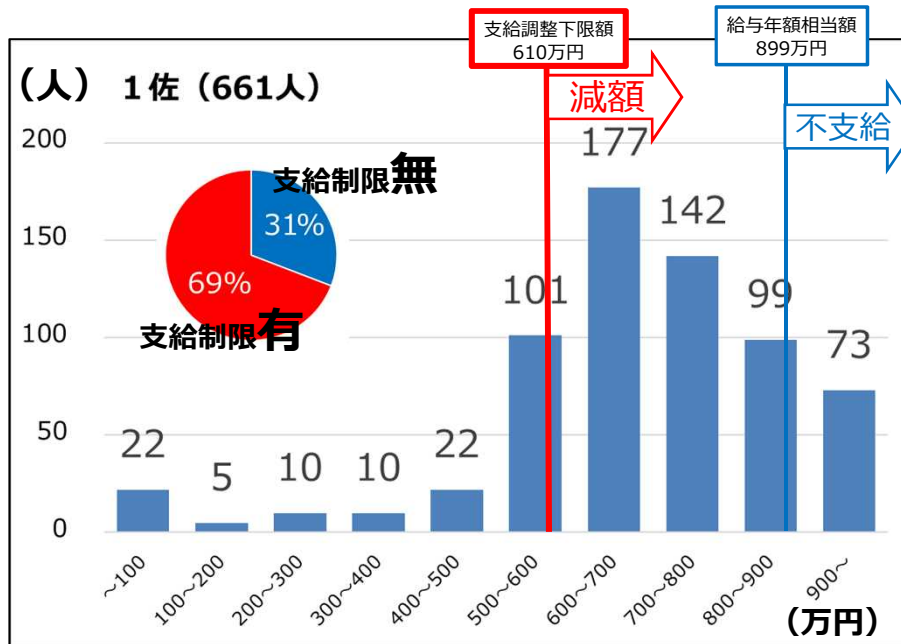
注1：一括支給対象者、及び遺族・相続人がいない死亡者を除く。

注2：四捨五入のため、「全額不支給」「減額」及び「全額支給」の合計が「支給対象者」と一致しない場合がある。

# 退職自衛官の再就職年収における階級別の分布

参考⑧

(平成30年～令和4年の退職者)



**【質疑応答・意見交換】**

# 若退金の要件である「勤続20年」の通算について

## 現行の支給対象者

自衛官として引き続いて20年以上勤続し、定年等により退職した者

- ① 支給対象者には、定年後の勤務延長後の退職者、定年1年内の整理退職者、応募認定退職者（早期退職）及び事務都合退職者を含む。
- ② 退職の日又はその翌日に公務員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）になった者は支給対象外

- 我が国の雇用慣行（年功序列、終身雇用）の中で、長期在職者の確保という効果に期待
- 年金の支給開始年齢の特例が、自衛官として20年以上在職することを要件としていたことも勘案

## 課題

- 「引き続いて20年以上勤続」の支給対象者の要件は、年功序列・終身雇用という我が国の雇用慣行を念頭に、若退金創設時（平成2年）に設定された。
- 一方で、厳しい募集環境の下、元自衛官の採用が、人的戦力維持・向上のために重要な施策となっている。

# 元自衛官の再任用の強化について

参考⑪

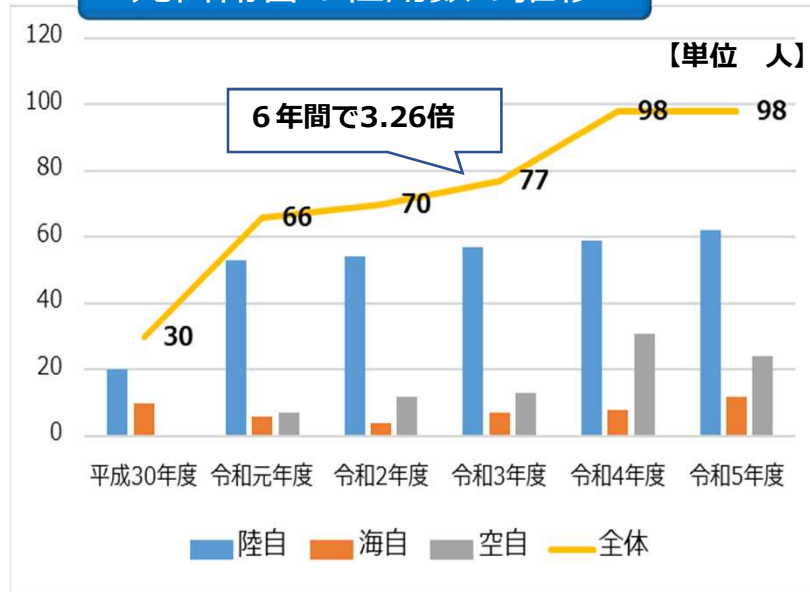
令和4年12月策定の防衛力整備計画等において、**退職自衛官の活用を強力に推進**する旨明記され、**中途の任用を更に強化**。

- 令和5年7月、3曹以上の**元自衛官の任用上限年齢を引上げ**
- 令和7年4月、**元自衛官任用時の号俸を見直し**

## 元自衛官の任用上限年齢の引上げ

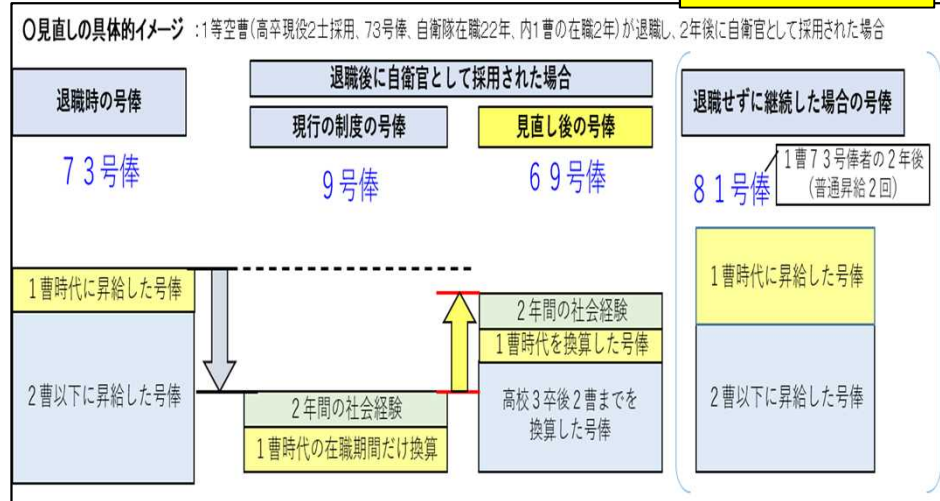
令和5年訓令改正	改正前	改正後
2曹及び3曹	48歳未満	51歳未満
1曹以上	49歳未満	52歳未満

## 元自衛官の任用数の推移



## 元自衛官の号俸見直し

令和7年4月1日施行



### 〇 号俸の決定基準

現に予備自衛官等でない元自衛官を自衛官に採用する場合について、高校卒業以後の自衛官や民間企業における勤務期間等に応じて採用時の号俸を決定することができることとなった。

ただし、現に予備自衛官等である者との均衡を図るため、当該採用者が退職後に引き続き予備自衛官であったものと仮定した場合に算定される号俸を超えることがないようにしている。

**【質疑応答・意見交換】**